

第6問	民法	履行遅滞	司法試験R5-17
-----	----	------	-----------

〔第6問〕

履行遅滞に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 取立債務の履行について確定期限がある場合には、債権者が取立行為をしないときであつても、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。
- イ. 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来を知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。
- ウ. 返還時期の定めがない消費貸借において、貸主が相当の期間を定めずに催告をしたときは、借主は、その催告後相当の期間を経過した時から遅滞の責任を負う。
- エ. 債権者が受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴えにおいて受領金の返還を請求したときは、その受領金の返還債務は、その請求を認容する判決の確定時に遅滞に陥る。
- オ. 不法行為に基づく損害賠償債務は、催告を要することなく、損害の発生と同時に遅滞に陥る。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

第6問	民法	履行遅滞	正解 2
-----	----	------	------

ア誤り。 412条1項参照。412条1項は、「債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。」と規定している。もともと、債務の履行についてまず債権者の協力を要する場合には、同項が妥当せず、先に債権者が必要な協力をしなければ、確定期限が到来しただけでは履行遅滞にならない。取立債務の場合がこれに当たり、確定期限が到来しても、債権者が取立行為をしない間は、債務者は履行遅滞の責任を負わない。
したがって、本記述は誤っている。

イ正しい。 412条2項。債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。債務者が情報収集して期限が到来したことを知った時だけでなく、債権者が期限の到来を知って履行請求することで、債務者に遅滞の責任が発生することを定めている。
したがって、本記述は正しい。

ウ正しい。 591条1項、大判昭5. 1. 29。591条1項は、「当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。」と規定しているところ、判例は、相当の期間を定めないで催告をした場合であっても、その催告の時から返還の準備をするのに相当の期間が経過した後は、借主は遅滞の責めに任ずるとしている。
したがって、本記述は正しい。

エ誤り。 最判平30. 12. 14は、「受領金支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥るものと解するのが相当である」としている。
その理由として、判例は、「詐害行為取消権は、詐害行為を取り消した上、逸出した財産を回復して債務者の一般財産を保全することを目的とするものであり、受益者又は転得者が詐害行為によって債務者の財産を逸出させた責任を原因として、その財産の回復義務を生じさせるものである…。そうすると、詐害行為取消しの効果は過去に遡って生ずるものと解するのが上記の趣旨に沿うものといえる。また、詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領金支払債務が、詐害行為取消判決の確定より前に遡って生じないとすれば、受益者は、受領済みの金員に係るそれまでの運用利益の全部を得ることができることとなり、相当ではない。したがって、上記受領金支払債務は、詐害行為取消判決の確定により受領時に遡って生ずるものと解すべきである。そして、上記受領金支払債務は期限の定めのない債務であるところ、これが発生と同時に遅滞に陥ると解すべき理由はなく、また、詐害行為取消判決の確定より前にされたその履行の請求も民法412条3項の『履行の請求』に当たるといえることができる」ということを挙げている。

したがって、本記述は誤っている。

オ正しい。最判昭37.9.4は、不法行為に基づく損害「賠償債務は、損害の発生と同時に、なんらの催告を要することなく、遅滞に陥るものと解するのが相当である」としている。「債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。」と規定する民法412条3項の例外として、債権者の請求なしに遅滞に陥る。

したがって、本記述は正しい。

以上により、誤っている記述はアとエであり、したがって、正解は肢2となる。

【MEMO】